

\*\*\*\*\*

第 2 回 機械式駐車装置安全基準等WG 議事要旨

\*\*\*\*\*

開催日時：2014 年 10 月 21 日（火）午前 10 時 00 分～午前 10 時 45 分

開催場所：中央合同庁舎 3 号館 11 階 国土交通省都市局 第 2 会議室

\*\*\*\*\*

【委員からの主なご意見】

- ・ 安全基準については、国の告示で定められた性能規定に基づき、第三者機関の認証基準において具体的な仕様を定めることとなっている。このように、民間の知見や技術を積極的に安全に活かす文化を醸成していくことが重要である。
- ・ その一方、安全基準の性能規定化を進める上で、例えば「安全」のように定性的な性能要求について、恣意的な解釈や運用が行われないように留意する必要がある。
- ・ 安全基準については、常にチェックを行い、リスクアセスメントにより検証した結果をフィードバックしていくというプロセスが重要である。今後も随時、社会の変化や技術の進歩に応じて見直していく必要がある。
- ・ 自動車用エレベーターについては、既に建築基準法の適用も受けていることから、駐車場法に基づく基準の適用や審査にあたっては、これらの基準の関係性について整理される必要がある。
- ・ 構造耐力については、国際単位系（S I）の考え方に則り、積載重量でなく積載荷重をもとに構造計算を行うべきである。